

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

『エブリシング・バブル』

エミン・ユルマズ著 プレジデント社 197
頁 1700円(税別)

「デフレからインフレへの転換に伴い、これから日本人の給料は上昇する。さらにグローバル資本が殺到し、2050年には日経平均は30万円になると、私は数年来主張してきた」と本書の冒頭にあります。日経平均30万円！突拍子もない話でしょうか？中身を見ていきましょう。

★米中新冷戦：新型コロナのパンデミックをきっかけに欧米諸国と中国の関係は悪化し、中国からグローバル資本、サプライチェーンが逃げ出している。代わりになる国、インフラや人材が揃っていて製造業が盛んな国となると日本しかない。

★猛烈な日本買い：グローバル投資が日本に集まる。株だけではなく直接投資も活発化。シンガポールの不動産投資ファンドが、妙高高原スキーリゾートに2000億円超の投資など。

日本にお金が集まる⇒人が集まる⇒情報が集まる⇒地方経済まで活発化⇒様々な問題が解決する。

★痛みある変化：

・人口減少＋自動化⇒ホワイトカラーもブルーカラーも仕事なくなる

・インフレ：2050年ころまで続く⇒資産運用⇒株価が上がる⇒あと4年で5万円紙幣

★中国

・不動産バブルの崩壊：巨額の不良債権

・未富先老：国全体が豊かになる前に高齢化が進む

・インフラ劣化地獄：急ピッチのインフラ整備でインフラ過剰、メンテナンス必要

★中国バブル崩壊⇒原油等デフレ＋消費者物価インフレ⇒人民元安

★米国の中国とのデカップリング：中国がなくても経済が成立するようにする⇒インフレ

★TSMC 熊本工場は台湾有事への備え：半導体：台湾に集中しすぎている半導体生産が、台湾有事のリスクから日本に移転する。

★米国バブル崩壊：中国バブルの崩壊を上回る規模となる。MSCI オール・カントリー・ワールドインデックスに連動する投資信託を購入している個人が受ける損失も巨額となる恐れがある。

・米国の不動産はすでに下落している。

★南シナ海、台湾有事

・ものすごいインフレが襲ってくるリスク

・南シナ海有事⇒原油が入ってこなくなる⇒ガソリンなど高騰

・有事が起きなくて緊張だけならば日本に大きなチャンス

★生き残るために必要なこと

・リスクリング：AIにはできない人間ならではのスキルを身につける

★これからの投資先

・インフレに強い資産：株式、不動産、金、米国

★情報源：

・SNS を2～3

・新聞：自分が興味を持たない分野の情報も飛び込んでくる。大局観を養ってくれる。「史上初」「日本初」「〇年ぶり」などのキーワードが出てきたらその記事をじっくり読む。いずれも世の中の変化を示すからだ。

★米国ソフトウェア大手のオラクルが、10年間で80億ドル(1.2兆円)以上の投資を行い、日本でデータセンターの設備と人員を増強する。

つつい多の項目を挙げてしまいました。それだけ、気になることが多かったわけです。みなさまにとってはいかがでしょうか？気になる項目はあったでしょうか？

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

社員に金銭貸付

社員からお金を貸してほしいと言われたらどうしますか？

会社は、社員にお金を貸してはいけない、という決まりはありません。ただし、トラブルのもととなるので、貸す場合には十分に注意しなければなりません。従業員の退社後、予想外の問題が起こることがあります。注意すべきことは、次のことなどです。

- ・金利をもらう
- ・返済方法を決めておく
- ・相殺合意書
- ・金銭消費貸借契約書
- ・貸付申請書

・金利をもらう：相当の金利をもらわなければ給与課税などの問題が生れます(例外有)。

・返済方法を決めておく：貸したら返してもらわなければいけません。給料から天引きするにしても、簡単ではありません。

・相殺合意書：賃金からの天引きが認められるのは、使用者による一方的な相殺ではなく、当事者の合意、すなわち“相殺合意（相殺契約）”に基づく相殺であることに注意が必要です。このことを明らかにする書類として相殺合意書などが必要です。

・金銭消費貸借契約書：金利、返済方法などを契約書によって明確にしておきましょう。

・貸付申請書：社員への貸付は、あくまでも社員からの希望に基づいて行う。

なお給料の前貸の場合には天引きで返済してもらうことはできません。

従業員さんにお金を貸すというのは、なかなか大変なことです。しっかり準備して実施されることをお勧めします。

成年後見制度

認知症は、すっかりなじみのあることばになってしまいました。親が認知症になったらたいへんです。認知症になれば、本人の意思で財産の管理ができなくなりますし、医療看護など本人の意思表示が必要なものは受けることができなくなります。相続の意思表示もできません。そういった事態に備えて、成年後見人制度というものがあります。後見人は本人に代わって、法的な行為をすることができます。

ですから、認知症になる恐れのある親、認知症になってしまった親がいる場合、成年後見人制度は利用を考えてもよい制度のひとつです。

成年後見制度には、法定後見と任意後見の2種類があります。

★法定後見：本人に判断能力がほとんどない場合に、家庭裁判所が後見人を選任し、後見人の報酬を決めます。家族が後見人に選任されないこともあります。

認知機能が大きく低下した状態で金融機関の口座からお金を動かしたり、配偶者の相続人として遺産分割協議を行ったりする必要がある場合に利用されることが多い。

★任意後見：本人に判断能力がある場合に、本人が後見人を選任し契約します。こどもなど家族を選任することもできます。後見人の監督者として、任意後見監督人の選任が必要で、ここに報酬支払の必要が生じます。

本人にはまだ判断能力があるが、今後低下の可能性がある場合に利用します。

後見人制度以外には信託という制度もあり、利用されているようです。（参考：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB0522G0V00C24A7000000/>）